

国立大学法人富山大学契約職員期末手当及び勤勉手当支給細則

平成17年12月 1 日制定 平成18年 4 月 1 日改正
平成20年 4 月 1 日改正 平成21年 4 月 1 日改正
平成21年 5 月28日改正 平成21年12月 1 日改正
平成22年12月 1 日改正 平成26年 7 月 8 日改正
平成27年 6 月23日改正 平成28年 2 月22日改正
平成29年 1 月24日改正 平成30年 2 月27日改正
平成31年 1 月29日改正 令和元年12月24日改正
令和 5 年 1 月24日改正 令和 6 年 1 月23日改正
令和 7 年 5 月27日改正

(総則)

第 1 条 国立大学法人富山大学契約職員就業規則第 15 条の規定による期末手当及び勤勉手当の支給については、別に定める場合を除き、この細則の定めるところによる。

(期末手当の支給を受ける契約職員)

第 2 条 国立大学法人富山大学職員給与規則（以下「給与規則」という。）第 26 条第 1 項の規定で定める「それぞれ在職する職員」には、基準日に退職し、又は解雇された契約職員及び基準日に新たに契約職員となった者を含む。

(期末手当に係る在職期間)

第 3 条 給与規則第 26 条第 2 項に規定する在職期間は、契約職員として在職した期間とする。

第 4 条 前条の在職期間には、基準日以前 6 箇月以内の期間において、本学の契約職員として在職した期間を算入する。

(勤勉手当の支給を受ける契約職員)

第 5 条 第 2 条の規定は、勤勉手当の支給に準用する。

(勤勉手当に係る勤務期間)

第 6 条 給与規則第 27 条第 2 項に規定する勤務期間は、契約職員として在職した期間とする。

2 前項の期間の算定については、負傷又は疾病（業務上の負傷若しくは疾病若しくは労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）第 7 条第 2 項に規定する通勤による負傷若しくは疾病（派遣職員の派遣先の業務上負傷若しくは疾病又は労働者災害補償保険法第 7 条第 2 項に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。）を除く。）により勤務しなかった期間が、国立大学法人富山大学に勤務する契約職員の労働時間、休暇等に関する規則第 1 条の 6 に規定する休日を除いた日が 30 日を超える場合には、その勤務しなかった全期間を除算する。

(勤勉手当の成績率)

第 7 条 勤勉手当の成績率は、100 分の 101 の範囲内で学長が定める。

(期間の計算について)

第 8 条 第 3 条、第 4 条及び第 6 条の期間の計算については、次に定めるところによる。

(1) 月により期間を計算する場合は、民法第 143 条の例により、応答日の前日をもつ

て1月として計算する。

(2) 1月に満たない期間が2以上ある場合は、これらの期間を合算するものとし、これらの期間の計算については、日を月に換算する場合は30日をもって1月とし、時間を日に換算する場合は7時間45分をもって1日とする。

(3) 第6条第2項に規定する「勤務しなかった期間」とは、病気休暇の期間及び富山大学安全衛生管理規則第24条に規定する就業禁止（伝染性疾患の患者又は伝染性疾患の病原体の保有者である職員のうち、他の職員に感染のおそれが高いと認められる職員についてやむを得ないと認められる場合に限る。）の期間をいう。

第9条 特別の事情によりこの細則によることが出来ない場合又はこの細則によることが著しく不適當であると学長が認める場合は、別段の取扱いをすることができる。

附 則

この細則は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この細則は、平成21年4月1日から施行する。

（期間の計算における経過措置）

2 平成21年6月1日を基準日とする期末手当及び勤勉手当におけるこの細則による改正後の第8条の適用については、「7時間45分をもって1日とする。」とあるのは「7時間45分をもって1日とする（当該期間のうち平成20年4月1日前の期間については、8時間をもって1日とする）。」とする。

附 則

（施行期日）

1 この細則は、平成21年5月28日から施行する。

（勤勉手当の成績率）

2 平成21年6月に支給する勤勉手当に関する第7条の規定の適用については、「100分の72の範囲内で学長が定める。」とあるのは「100分の67の範囲内で学長が定める。」とする。

附 則

この細則は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。

(勤勉手当の成績率)

- 2 平成 22 年 12 月に支給する勤勉手当に関する第 7 条の規定の適用については、「100 分の 65 の範囲内で学長が定める。」とあるのは「100 分の 62 の範囲内で学長が定める。」とする。

附 則

この細則は、平成 26 年 7 月 8 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 27 年 6 月 23 日から施行し、平成 27 年 6 月 1 日から適用する。

附 則

この細則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 7 年 5 月 27 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。